

国立大学法人評価における教育研究評価の概要

1. 概要

- 国立大学法人法に基づき、教育研究の状況は、中期目標期間の業績について、国立大学法人評価委員会が、大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重する。
- 各国立大学法人の「教育研究の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価。その際、学部、研究科等ごとに、教育研究の水準及び質の向上度を分析し、その結果を参考にする。

2. 学部、研究科等ごとの分析

(1) 教育・研究水準の判定

- 法人は、各学部・研究科等ごとに「基本的な観点」及び「分析項目」に基づき、**各学部、研究科等が想定する「関係者」の期待に応えているか**という視点から自己分析。

- 機構は、法人の自己分析を基に、「基本的な観点」、「分析項目」ごとに判定。

「分析項目」、「基本的な観点」

<教育面>

分析項目	基本的な観点
I 教育の実施体制	<ul style="list-style-type: none">○ 基本的組織の編成○ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	<ul style="list-style-type: none">○ 教育課程の編成○ 学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	<ul style="list-style-type: none">○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫○ 主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	<ul style="list-style-type: none">○ 学生が身に付けた学力や資質・能力○ 学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 卒業(修了)後の進路の状況○ 関係者からの評価

<研究面>

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 研究活動の実施状況○ 大学共同利用機関、<u>大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況</u>
II 研究成果の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 研究成果の状況(大学共同利用機関、<u>大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。</u>)

○ **研究面**については、数量的データによる研究活動の状況のほか、**組織を代表する優れた研究業績**を基に研究成果の状況を分析。
 その際、①**学術面**、②**社会、経済、文化面のいずれか**で組織を代表する優れた業績(SS、S、A、B、Cのうち上位2区分に該当)について、**専門分野別のピアレビュー**を実施。

	学術面の判断基準	社会、経済、文化面での判断基準
SS	当該分野において、卓越した水準にある。	社会、経済、文化への貢献が卓越している。
S	当該分野において、優秀な水準にある。	社会、経済、文化への貢献が優秀である。
A	当該分野において、良好な水準にある。	社会、経済、文化への貢献が良好である。
B	当該分野において、相応な水準にある。	社会、経済、文化への貢献が相応である。
C	上記の段階に達していない。	上記の段階に達していない。

(2) 教育研究の質の向上度の判定

○ 法人は、現況調査表において、各学部・研究科等ごとの**教育又は研究面の目的に照らして、中期目標期間内において水準の向上があったと判断する取組(改善・向上事例)**を提示。

○ 機構は、上記を踏まえ、「大きく改善、向上している・高い質を維持している」、「相応に改善向上」、「改善、向上しているとは言えない」と判定。

3. 中期目標の達成状況の評価

○ 法人は、学部、研究科等ごとの**教育研究に関する現況分析の結果も踏まえ、中期計画の実施状況を分析し、中期目標の達成状況を自己分析**。

○ 機構は、学部、研究科等ごとの**教育研究に関する現況分析の結果を参考にしつつ、中期目標の達成状況を判断するとともに、教育研究水準に関する法人全体での特徴等を指摘**。

各国立大学法人の中期目標の構成

大項目	中項目	小項目
1 教育に関する目標	(1)教育の成果に関する目標 (2)教育内容等に関する目標 (3)教育の実施体制等に関する目標 (4)学生の支援に関する目標	各「中項目」ごとに定められている個々の目標
2 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	同上
3 社会との連携、国際交流等に関する目標	(1)社会との連携、国際交流等に関する目標	同上